

相続手続きに期限はあるのか？

はじめに

相続手続きにはさまざまな種類があり、役場、法務局、運輸局、金融機関、税務署など手続き先も多岐にわたります。また、通夜や葬儀などで忙しい中、必要書類の取得にも時間がかかるため、相続手続きの『期限』について気になる方も多いでしょう。今回はその点を詳しく解説します。



期限付きの相続手続きは少ない

相続手続きには期限が設けられていそうなイメージがありますが、実際は期限のない手続きの方が多いです。ただし、放置することでデメリットや不都合が生じるため、期限がなくても早めの対応が望ましいです。

遺産分割に期限はあるのか？

法律上、遺産分割には期限が定められていません。何年後でも協議することは可能ですが、相続人の変動やトラブル発生の可能性があるため、早めの協議が望まれます。

3ヶ月以内に遺産分割が必要なのか？

遺産分割自体に期限はありません。「3ヶ月以内」という期限は、相続放棄の手続きと混同されている可能性があります。

相続放棄の期限について

相続放棄をする場合は、相続の開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所へ申述が必要です。四十九日を待たず、早めの準備が大切です。

各種の相続手続きと期限



以下、よくある相続手続きと期限について解説します。

① 預貯金の相続手続き

原則として期限はありませんが、口座が10年以上利用されないと休眠口座になる可能性があります。また、印鑑証明書の有効期限（通常3ヶ月）にも注意が必要です。

② 株式の相続手続き

株式についても期限はありませんが、**名義変更をしないと配当の受け取りや売買ができなくなります。**

③ 不動産の相続手続き

期限はありませんが、**登記を行わないと売却や譲渡ができません。また、時間が経つと相続人が増えるなどして手続きが複雑化します。**

④ 自動車の相続手続き

期限はありませんが、**名義変更をしないと車検が通らず使用できなくなる可能性があります。保管場所の変更がある場合は車庫証明も必要になります。**

⑤ 税金の相続手続き

相続税の申告：相続開始を知った日の翌日から 10 ヶ月以内

準確定申告：相続開始を知った日の翌月から 4 ヶ月以内

財産評価や申告書作成の時間を考えると、十分な準備期間が必要です。

まとめ

ほとんどの相続手続きには法的な期限がありませんが、放置による不都合が多いため、早めの手続きが推奨されます。一括して手続きを進めることで、相続人の負担を軽減することができます。